

農地法第4・5条届出必要書類

	第4条	第5条	チェック欄
届出書	1 通	1 通	
登記事項証明書(土地) ※	1 通	1 通	
付近見取図	1 通	1 通	
(開発行為をとまなう場合) 都市計画法第29条許可書の写し	1 通	1 通	
(3000㎡以上の場合) 開発行為に該当しない旨の証明書の写し	1 通	1 通	
(ケースに応じて次のような書類の提出を 求める場合があります) 通行同意書、通行する土地の要約書等 抵当権者、地役権者等の同意書 一時転用計画書、契約書の写し その他必要な書類	1 通	1 通	
(代理人又は届出人の一方が提出する場合) 委任状	1 通	1 通	

※・登記事項証明書は、3ヵ月以内に発行されたものを提出してください

- ・土地所有者が死亡している場合で、相続登記が完了していないときは、相続の内容が確認できる書類や戸籍謄本等の資料を添付してください。
- ・届出書の住所と登記事項証明書の住所が異なる場合は、その沿革のわかる書類を添付してください。

◎その他の注意事項

- 提出時に必要書類が完備していない場合は、受付できません。
- 第5条届出において、開発行為をとまなう場合は、開発許可後の受付となります。
- 書類提出の日から、約2週間で受理通知書を発行します。

物件所在 _____ ほか 筆

現所有者 _____ ほか 名

◎本用紙は申請時に提出してください。

事務局	銀行	貸借借	猶予
チェック			